

大田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 3 1 号

大田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 1 9 年大田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。